# 公益社団法人 日本近代五種協会 組織運営に関する中長期基本計画

#### 公益社団法人 日本近代五種協会組織運営に関する基本方針 (5つの柱)

- オリンピック競技大会でのメダル獲得など国際大会等で活躍する選手の強化活動推
- 近代3種大会等開催による競技普及活動の推進による競技人口の増加
- 広報活動の推進による競技認知度の向上及び会員数の増加
- 安定した財政基盤の確立
- 不祥事案の防止に向けたガバナンス強化

	中長期計画																
		中長期目標			中 長 期 ロ ー ド マ ッ プ												担当専門委員会等
	原則	中長期目標(項目)	目標の概要			中期	п –	ドマ	ップ			長期日	п —	マップ			
		<b>甲長期日標(項日)</b>		R2年度 上半期		R3年度 上半期	R3年度 下半期	R4年度 上半期	R4年度 下半期	R5年度 上半期	R5年度 下半期		R6年度~		ロードマップの内容		
		(1)組織運営に関する中長期基本計画の策定	本計画書を策定し公表する	令和2年9月	令和3年3月	令和3年6月	令和4年3月	ļ	令和5年3月	令和5年6月	令和6年3月	ļ	令和7年3月		令和 2 年度第二回理事会及び委員長会議において 組織運営に関する中長期基本計画の策定を提議し各担当委員会に	・中長期基本計画 ・理事会議事録	総務委員会倫理委員会
			THE CARVAXIV	委員長会議 理事会に提議		協会役員改選	分析・修正		分析・修正	協会役員改選	分析・修正		分析検証及び 再策定検討		任務分担付与。令和3年3月に策定運用(公開)	・委員長会議議事録	
		①組織運営の強化に関する人材の採用 及び育成に関する計画の策定	協会で採用している人材については、事務局員のみ であり、事務局員の人材育成に関する規程を整備す	127 07 07	令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和 2 年第 3 回理事会において事務局規定の改正を行い人材育成	・事務局規定	総務委員会							
			3.		事務局規定の 改訂	分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正			
		(2) 国際大会等で活躍する強化戦略	オリンピック等国際大会でメダルを獲得する強化戦	令和2年9月 強化戦略プラン 更新		令和3年4月 ~6月 世界選手権等 (オリンピック 選考)			令和4年9月 ユース世界選手 権女子メダル			オリンピック女	令和7年8月 シニア世界選手 権男女決勝進出	オリンピック女	JOC強化部及びJSCハイパフォーマンス戦略部から成る協働チームによるコンサルテーションを2020年2月に受け強化戦略プラン		
			略プランの策定 (計画の変更等)	令和2年9月	令和3年3月	<del> </del>	令和3年10月	令和4年8月	令和4年10月	令和5年8月	令和5年10月	令和6年8月	令和9年8月		を3月に提出し、9月更新(再提出)を行った。 今後、年度ごとに強化戦略プランの検証をして更新するとともに 実施する	・強化戦略プラン	競技力強化委員会
1	組織運営等			NT強化合宿	ワールドカッフ (オリンピック 選考)	東京オリンピッ ク女子メダル		シニア世界選手 権男女決勝進出		シニア世界選手 権男女決勝進出			ジュニア世界選 手権女子メダル				
	【原則1】	(3) 競技普及による競技人口増	競技人口増加に向けた中長期計画を策定する	令和2年9月 ~12月 (継続) ・近代3種大 会、体験練習会 及び体験教室の 開催	~3月 ・分析及び検討		~3月 ・分析及び検討	令和 4 年4 ~12月 (新規) ・レーザーラン 国際大会への選 手団派遣	令和5年1 ~3月 ・分析及び検討 ・新規事業検討	令和5年4月 ~12月 (新規) ・国体デモンスト レーション競技開催(近代3種・ レーザーラン)	令和6年1月 ~3月 ・分析及び検討 ・新規事業検討	令和 6 年 4月~ (新規) ・近代 3 種又は レーザーラン国 際大会開催			①国内での近代3種及びレーザーラン大会等開催を通じた競技普及 ②近代3種及びレーザーラン国際大会選手派遣による競技人口拡大 ③日本スポーツ協会国体正式種目への加盟実現(目標:2032年)	・中長期基本計画	近代3種委員会普及委員会
		(5) 普及・広報活動の推進	普及・広報活動に関する中長期計画を策定する	講演会の実施、 大会での普及広 報		・オリンピック 本番に向けた普 及広報			令和5年3月 ・分析・検討 ・協会計画との調整・検討	・各地域での普 及広報活動	令和6年3月 ・分析・検討 ・協会計画との 調整・検討		<ul><li>分析・検討</li></ul>	令和9年 ・継続した普及 候補及びスポン サーの獲得	①2021年東京オリンピックに向けた様々な講演・説明会及びイベントに参加し普及・広報を実施 ②近代五種・近代3種及びレーザーランの国内大会前や開催時の活動実施 ③協会と連携し普及・広報活動状況の分析・検討を行うとともに、2026年愛知アジア大会に向けて認知度の向上及びスポンサーの獲得を図る。	<ul><li>・中長期基本計画</li><li>・強化戦略プラン</li></ul>	普及委員会 広報委員会
			財政基盤を安定させるために中長期計画を策定し公			令和3年6月		の普及 令和4年6月		令和5年6月		令和6年6月	令和7年3月		平成28年度に策定した債務超過改善計画書を基に令和3年3月	・債務超過改善計画書	
		(4) 財政基盤の安定	表する			令和2年度決算 理事会総会報告		令和3年度決算 理事会総会報告	正 中長期計画の修 計 正	令和 4 年度決算 理事会総会報告		令和5年度決算 理事会総会報告			までに財政基盤確立のための中長期計画を策定する	・中長期計画(予算 書)	財務委員会
		(5) ガパナンス強化	不祥事案防止に向けたガバナンス強化策の整備をす	平成28年~	令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和5年 6月		令和 6 年 6 月		令和7年 6月		平成28年に策定したガバナンス強化策の分析・修正を定期的に 行い規程を整備するとともに実効性のある具体的な取り組みを実	・公益社団法人日本近代五種協会がバナン	倫理委員会
			る	ガパナンス強化策策定	分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析検証及び 再策定検討		们い現住を登開することもに夫別性ののる具体的な取り組みを夫施する	実 代五種協会 ガバナン ス強化策	総務委員会

#### 中長期計画

		中長	期 目 標	長	長期計画 中長期ロードマップ											関連書類	担当専門委員会等
	原 則	中長期目標(項目)	目標の概要		中 期 ロ ー ド マ ッ プ 長 期 ロ ー ド マ ッ プ の 内 容												
		<b>中 文 舠 日 </b>		R2年度 上半期	R2年度 下半期	R3年度 上半期	R3年度 下半期	R4年度 上半期	R4年度 下半期	R5年度 上半期	R5年度 下半期		R6年度~				
		(1) 組織役員の構成等に多様性を確保する				令和3年 6月				令和5年 6月			令和7年 6月				
		①外部理事の目標割合	(1) (2) 定款及び定款運営規則等において			定款、定款運営規則等の規程を理事会、 総会において 改訂				外部理事の 割合を 40%目標			外部理事の 割合を 40%目標		令和3年6月の理事会及び総会において定款、定款運営規則等を改訂し外部理事の割合や女性理事の割合の目標を定め(明記)を4000年の1000年には、女性理事の割合を2000年には、女性理事の割合を2000年には、女性理事の割合を2000年には、女性理事の割合を2000年によりません。	・定款 ・定款運営規則 ・会則	wa.z
		②女性理事の目標割合	外部理事の割合及び女性理事の割合を明記し、ロードマップにより目標を達成する			令和3年 6月 定款、定款 選規則等事会、 総会において 改訂				令和 5年 6月 女性理事 の割令を 20%を 目標			令和7年 6月 女性理事 の割合を 40% 標				総務委員会
		③アスリート委員会の設置	委員会新設に向けた協議を総務委員会及び理事会に おいて実施する	令和2年 11月	令和3年 2月	令和3年 6月 設置の場合は	令和3年 9月 設置の場合は			令和5年 6月 協会役員			令和7年 6月 協会役員		令和2年11月の総務委員会においてアスリート委員会設置に向けた協議(可 否含む)を開始し、設置することが決定された場合には、令和3年6月の理事 会及び総会において各種規程の整備、アスリート委員会運営規則の新設を実施	・専門委員会運営規則	総務委員会
					会の設置を協議	規定を整備	運用開始			改選			改選		し、アスリート委員会を新設し運用していく。		
2	役員等の体制整備 【原則2】	(2) 理事会の実効性を確保	理事会を適正な規模とし、競技の専門的知識を有す る経験者やその他幅広く有識者を理事に登用する体 制を構築する		令和2年 12月 規定の見直し	令和3年 6月 理事会、総会に おいて定款運営 規則の改訂				令和5年 6月 協会役員 改選			令和7年 6月 協会役員 改選		令和2年11月の総務委員会及び令和2年12月の第3回理事会において定款運営規則等の規程の改訂を協議し、令和3年6月の第1回理事会及び総会において各種規程の改訂を行い、運用していく。		総務委員会
		(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを構築する	定款及び定款運営規則等の規程を改訂し、理事の就 任時の年齢制限や在任期間、再任回数に上限を設け る仕組みを構築する	1	令和3年 3月	令和3年 6月		令和4年 3月又は 6月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月		令和2年11月から総務委員会及び理事会において役員の新陳代謝を図る仕組みについて協議を開始し、令和3年6月の役員改選については、新陳代謝を図る取り組みに向けた準備段階とし、令和4年6月の理事会及び総会において定款及び定款運営規則等の改訂を行い、令和5年6月の役		
		①理事の就任時の年齢に制限を設ける						定款及び定 款運営規則		役員の改選・就任時の年						定款 定款運営規則 会則	
		②理事の在任期間及び再任回数に上限を設け る		備に向けた協	E 同体制整備に 3 ついて理事会 において協議			新選品規則 等を改訂 ・就任時の 年齢制限 ・再任回数 等の制限		齢制限 ・在任期間の 制限 ・在任回数の 制限 について適用		体制の見直し 検討・競技			員改選から同規程に則った運用を開始する。		総務委員会
		③役員等の登用については、役員候補者選考委	委 役員の登用については、役員候補者選考委員会 (仮)を設置することを検討し、規程等を整備するとともに体制を確立する		令和2年10月~		令和 4 年 3 月	令和 4 年 6 月		令和5年 6月			令和7年 6月		令和2年10月から総務委員会及び理事会において役員候 補者選考委員会設置に向けた協議を開始し、令和4年6月	定款	
		③牧貝寺の笠州については、仅貝族側有迷ち安 員会を設置することを検討する			設置に向けた 協議を開始		役員候補者選 考委員の選出			協会の役員 改選			協会役員		の理事会総会において委員会を新設するとともに運用を開 始する。	上	

## 中長期計画

		中長:	中長期目標			中長期ロードマップ											
	原則	中長期目標(項目)	日塘の柳西			中期	п –	ドマ	ップ			長期口	- F	マップ	_ "		
			目標の概要	R2年度 上半期	R2年度 下半期	R3年度 上半期	R3年度 下半期	R4年度 上半期	R4年度 下半期	R5年度 上半期	R5年度 下半期		R6年度~	~	- ロードマップの内容    -		
		(1) 役職員及び会員が適用対象となる法令を遵 守するための規程定整備	本協会既存の倫理規程を整備し、不備等あれば改訂		令和2年 12月	令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	総務委員会及び倫理委員会において既存の倫理規程の見直しを実施し、令和2年度第3回理事会において改訂を行い、運用を開始		総務委員会
			する		倫理規定の 改訂	分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	する	mo-12/70 (2	WWW AND
		(2) その他組織運営に必要な規程整備	本協会既存の各規程を整備し、不備等あれば改訂す		令和2年 12月	令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	各種規程については、令和2年度第3回理事会において改訂を実施し、空物等の総合によりて設計すると定められている。	定款 定款運営規則	総務委員会
			3		理事会において 各規程等 の改訂	定款等総会にお いて改訂		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	施し、定款等の総会において改訂すると定められているものにいては、令和3年度第1回理事会及び総会において改訂する	会則 倫理規程等	事務局
		(3) 法人の財産に関する規程を整備	資産運用管理規程 (仮) 備品管理規程 (仮) を定		令和2年 12月	令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和5年 6月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	資産運用管理規程及び備品管理規程を令和3年度6月の理事会及	資産運用管理規程 (仮)	事務局
			め、ロードマップにより運用する		資産運用管理規程 (仮) 備品管理規程 程(仮) について 検討	資産運用管理規程 (仮) 備品管理規程 程(仮) を設置		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	び総会にて新設予定	備品管理規程(仮)	争扬问
	規程等整備	(4) 財政的基盤を整えるための規程を整備	協賛規程(仮)や寄付規程(仮)等の財政的基盤を		令和2年 12月	令和3年 6月		令和4年 6月		令和5年 6月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	協賛規程及び寄附規程等の財政的基盤を整えるための規程を整備	協賛規程(仮)	+76.0
3	【原則3】		整えるための規程を定め、ロートマップにより連用 する	めの規程を定め、ロードマップにより運用  協策、寄用、謝 金規定について 検討  会規を設置  分析・修正  分析・修正	する。令和3年度6月の理事会及び総会にて新設予定。	寄附規程(仮)	事務局										
			本協会既存の選手選考に関する規程等を整備し、不		令和2年 12月	令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	既存の選手選考に関する規程の見直しをするとともに選手選考基準が決定されるまでのプロセスが適切かどうかを令和2年11月及び12月の総務委員会に	競技力強化委員会議事録	選手選考委員会
		(5)選手選考に関する規程の整備	備等あれば改訂する	総務委員会又は: 既存の選考に関 しを実施		分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	置いて協議し、不備等あれば令和2年度第3回理事会において協議する。また、毎年度の6月までには選考に関する規程等を分析し、修正をする	競技力強化委員会運営規則選手等選考委員会運営規則	総務委員会倫理委員会
			審判員の選考に関する規程を定め、ロードマップに	令和2年9月	令和2年12月	令和3年6月	令和4年3月	令和4年9月	令和5年3月	令和5年6月	令和6年3月		令和7年3月		令和2年9月から審判員の選考に関する取り決めを審判委員会に		審判委員会
		(6) 審判員の公平な選考に関する規程の整備	より運用する		理事会において 審判員規程等の 改訂	協会役員 改選	分析・修正	分析・修正	中長期基本計画 及び審判員規定 の分析・改正		分析・修正	İ	中長期基本計画 の分析検証及び 再策定検討		- 置いて協議し、令和2年12月の第3回理事会において審判員規程等の改訂。その後審判員の選考規程に則り運用を開始する。	令和2年度第3回理 事会議事録	倫理委員会
		(7) 相談事案への窓口設置等体制の整備	本協会既存の相談窓口制度を整備し、不備等あれば		令和2年 12月	令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和2年10月及び11月の総務委員会及び倫理委員会において	/A *ID 45 10	倫理委員会
			見直し、システムを確立する		理事会において 各規程等 の見直し検討	分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	相談窓口に関する既存の体制について協議し、不備等あれば修正 する。毎年度6月に分析、修正等を実施する	無理規程	総務委員会事務局

#### 中 長 期 計 画

		中長期目標			中長期ロードマップ												担当専門委員会等
	原則	中長期目標(項目)	目標の概要	中期ロードマップ 長期ロードマップ													
				R2年度 上半期	R2年度 下半期	R3年度 上半期	R3年度 下半期	R4年度 上半期	R4年度 下半期	R5年度 上半期	R5年度 下半期		R6年度~	,	- ロードマップの内容		
		(1) 倫理委員会の充実を図る	本協会既存の倫理委員会について運営形態等の見直	1	年10月 3年3月				令和4年3月			令和6年3月			令和3年3月までに総務委員会及び倫理委員会において倫理委員 会の在り方についての協議を実施し、新たな体制等にする場合に	倫理委員会運営規則	倫理委員会
		(2) 100-22222 7/02/ 0 pag 6	しを実施する	総務委員会に員会の在り方					総務委員会において見直し			総務委員会にお いて見直し	i		は、令和3年6月の理事会(役員改選)時に運用を開始する		総務委員会
		(2) 倫理委員会の委員構成整備	倫理委員に弁護士・公認会計士・学識経験者等を配	~会和	年10月 3年3月	令和3年6月				令和5年6月			令和7年6月		令和3年3月までに総務委員会及び倫理委員会において倫理委員 会の在り方についての協議を実施し、新たな体制等にする場合に	倫理委員会運営規則	倫理委員会
			置し、ロードマップにより運用する	総務委員会に委員会の在り	おいて倫理	理事会、総会において委員任命				理事会、総会に おいて委員任命			理事会、総会に おいて委員任命		は、令和3年6月の理事会(役員改選)時に運用を開始する		総務委員会
4	コンプライアンス 強化	(3) 役員向けのコンプライアンス教育の実施	本協会既存の理事会前勉強会において実施	現在	令和3年3月	令和3年4月 ~年度内	令和4年3月	令和4年4月 ~年度内	令和5年3月	令和5年4月 ~年度内	令和6年3月	令和6年4月 ~年度内			平成28年から実施している役職員向けのガバナンス及びコンプ ライアンス強化策を現在も実施しており、実効性も含めて毎年見	会長浦知	倫理委員会 総務委員会
	【原則4・5】			理事会前の勉強 会を毎回実施	役員向け教育の 見直し検討	役員向けの教育 実施	役員向け教育の 見直し検討	役員向けの教育 実施	役員向け教育の 見直し検討	役員向けの教育 実施	役員向けの教育 見直し検討	で 役員向けの教育 実施			直しを検討しさらなるガバナンス強化の確立を進める		秘扮安貝云
		(4)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施	NF主催強化合宿等において実施	現在	令和3年3月	令和3年4月 ~年度内	令和4年3月	令和4年4月 ~年度内	令和5年3月	令和5年4月 ~年度内	令和6年3月	令和6年4月 ~年度内			選手及び指導者に対する教育については、競技力強化委員会において強 化合宿等において倫理研修を実施することを決定しており実践している	事録	倫理委員会 競技力強化委員会
		5-7-Aug		強化合宿等にお いて教育を実施		選手・指導者向けの教育実施	選手・指導者向 け教育の見直し 検討								毎年度教育の見直しを行い、実効性のある教育を実施する	強化合宿報告書	MIN / 1 / 1 / 1 / 2 / 2 / 2
		(5) 審判員向けのコンプライアンス教育の実施	審判講習会等においてコンプライアンス教育を実施 する取り組みを構築する	令和2年9月 審判員規程への	ļ	令和3年6月	令和4年3月	令和4年9月	令和5年3月	令和5年6月	令和6年3月	<del> </del>	令和7年3月 中長期基本計画	ļ 	令和2年9月から審判員規程の改訂を協議し、令和2年12月の 理事会において規程を改訂。令和3年度からの実施に向けて教育	令和2年度第3回理	倫理委員会 審判委員会
				3/7 ライア/ス教育の記載を検討	の策定及び教育 資料の作成	改選	分析・修正	中長期基本計画の分析・修正	分析・修正	協会役員改選	分析・修正		の分析検証及び 再策定検討		資料等の作成を倫理委員会と共にと取り組む	事会議事録	
		<ul><li>(1) 法律・会計等の専門家にサポートを受けられる体制整備</li></ul>	公認会計士・弁護士と契約している		令和2年 12月 理事会において	令和3年 6月		令和 4 年 6 月	<u></u>	令和5年 6月	<u> </u>	令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	現在、公認会計士及び顧問弁護士と契約しており専門的な事案に 対しては、随時相談できる体制となっている	経理・会計規程	倫理委員会 事務局
					各規程等 の見直し検討	分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正			
		(2)財務・経理の適切処理	財務・経理の適切処理を行うため、関連規程を見直 すとともに体制整備の検討を実施する		令和2年 12月 理事会において	令和3年 6月		令和4年 6月	 	令和5年 6月	 	令和 6 年 6 月	令和7年 6月	<u> </u>	契約している公認会計士と相談しながら経理規程等の見直しを実施し、不備等あれば理事会において規程の改訂を実施する。また、チェック機能に不備等あれば体制の見直しを実施していく	経理・会計規程	事務局
5	法務・会計等体制 整備 【原則 6 】				各規程等 の見直し検討 令和2年	分析·修正 令和3年		分析·修正 令和4年		分析·修正 令和5年		分析・修正 令和 6 年	分析·修正 令和7年	22,41.18/17	国庫補助金等の適正な運用を実施するため、令和2年度第3回理		
	LOCKY O 1	(3) 国庫補助金等の適正使用のための規程遵守	国庫補助金等の適正使用のため事務局員の教育・ス キルアップを図るための規程を整備する		12月 理事会において	6月		6月	<u> </u>	6月	 	6月	6月	6月	事会において 事務局規定等を改訂し、事務局員の各種研修等の参加が義務付け	事務局規定	事務局
				現在	各規程等 の改訂	分析·修正 令和3年		分析·修正 令和4年		分析·修正 令和5年		分析・修正 令和 6 年	分析·修正 令和7年	分析·修正 令和8年	るような体制を整備する		
		(4) 財務情報等の開示	本協会のホームページに財務状況を公開している	財務状況の公開		6月 ホームページの		6月 ホームページの		6月 ホームページの	ļ	6月 ホームページの	6月 ホームページの	6月 ホームページの	財務諸表については、協会ホームページにおいて公開している 毎年度の決算終了時に更新できるよう体制を整備する	協会ホームページ	広報委員会 事務局
				HPの更新		更新 (財務)		更新 (財務)		更新 (財務)		更新 (財務)	更新 (財務)	更新 (財務)			

## 中 長 期 計 画

													-						
	E III	中長期	中長期目標			中長期ロードマップ													
	原則	中長期目標(項目)	目 標 の 概 要		中期ロードマップ 長期ロードマップ ロードマップの内容														
				R2年度 上半期	R2年度 下半期	R3年度 上半期	R3年度 下半期	R4年度 上半期	R4年度 下半期	R5年度 上半期	R5年度 下半期		R6年度~	,	H - L 4 ) J W B H				
		(1) 選手選考基準等の情報公開	選手選考基準及び国際大会派遣基準を本協会のホー	現在	令和2年1月~ 3月		令和3年1月~ 3月		令和4年1月~ 3月		令和5年1月~ 3月		令和6年1月 ~3月		選手選考基準及び国際大会流遣基準については、競技力強化委員会に置いて策定し、最終 的には理事会の承認を得たのち協会ホームページで公開している。 また、各種大会等のテクニカルミーティング等において出場選手や所属に対して説明を実	協会ホームページ 選考基準	選手選考委員会		
6	情報開示		ムページにおいて公開している	選考基準をHP に公開	選考基準の策 定・承認 ・公開		選考基準の策 定・承認 ・公開		選考基準の策 定・承認 ・公開		選考基準の策 定・承認 ・公開		選考基準の策 定・承認 ・公開		施している。 毎年度選考基準の策定を実施し、その都度公開している。		競技力強化委員会		
٠	【原則7】	(2) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報 等の開示	ガバナンスコードの遵守状況を協会ホームページに より開示する	令和2年 12月	令和3年 1月~2月		令和3年 9月		令和 4 年 9 月		令和5年 9月		令和6年 9月		令和2年度第3回理事会の承認を得たのちガバナンスコード適合審査に 関する自己説明を協会ホームページにおいて公表する。	協会ホームページ自己説明	総務委員会 倫理委員会		
				ガパナンスコード 関連の規程等整 備、策定	ガパナンスコード 自己説明の公表 (HP)		ガパナンスコード 自己説明の公表 (HP)		ガパナンスコード 自己説明の公表 (HP)		ガバナンスコード 自己説明の公表 (HP)		ガバナンスコード 自己説明の公表 (HP)		毎年度9月までには自己説明の修正等を実施し、公表する。	中長期基本計画	事務局		
		(1) 役職員・選手・指導者等の関連当事者との 間に生じ得る利益相反の適切管理	利益相反に関する規程を整備し適切に運用する		令和2年10月 及び12月	令和3年6月		令和 4 年 6 月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和2年10月から12月の総務委員会において利益相反に関する規程 の設置に向けた準備を開始し、令和3年6月の理事会及び総会において				
7	利益相反の適切管		門並旧及に関する別様で変調し週別に建用する		利益相反管理規 程の設置準備	理事会・総会に おいて利益相反 管理規程の新設		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	利益相反管理規程(仮)の新設をする。				
7	理【原則8】	(2) 利益相反ポリシーの策定	利益相反ポリシーを策定し、ロードマップにより運		令和2年10月 及び12月	令和3年6月		令和4年 6月		令和5年 6月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和2年10月から12月の総務委員会において利益相反ポリシーの設				
			用する		利益相反ポリ シーの策定検討	理事会・総会に おいて利益相反 ポリシーの新設		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	- 置に向けた準備を開始し、令和3年6月の理事会及び総会において利益 相反ポリシーを策定、承認する。				
	通報制度整備	(1) \( \text{Visite (1)} \)	通報制度の設置を検討するが、既存の相談窓口がそ	令和2年10月	一令和3年3月	令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和2年10月及び11月の総務委員会、倫理委員会において、既存の		総務委員会		
8	【原則9】	(1) 通報制度を設置する	の役割を担っている為、不備があれば修正する	相談窓口制度の 整備等	相談窓口の周知 HPに公開	分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	- 相談窓口制度に不備がないか協議を実施し、修正が必要であれば令和 2 年第3回理事会において倫理規程等の改訂を実施し運用する	倫埋規程	倫理委員会 事務局		
			本協会既存の懲罰制度を整備し、不備等あれば改訂		令和2年10月 ~12月	令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和5年 6月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和2年第3回理事会までに懲罰規程の見直しを実施し、不備等	定款定款運営規則	倫理委員会		
	懲罰制度整備	(1) 懲罰制度を整備する	する		懲罰制度の整備	分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	あれば各種規程等を改訂する	会則 倫理規程等	総務委員会		
9	【原則10】		倫理委員会において審査するので、倫理委員構成の	令和 2 <sup>4</sup> ~令和 3	年10月3年3月	令和3年6月				令和5年6月			令和7年6月		令和3年3月までに総務委員会及び倫理委員会において倫理委員		倫理委員会		
				中で中立性及び専門性を確保する	総務委員会において について検討	て倫理委員会の構成	理事会、総会において委員任命				理事会、総会において委員任命		<del> </del>	理事会、総会において委員任命		-会の在り方についての協議を実施し、令和3年第1回理事会総会 において構成要件に即した委員を任命する	倫理委員会運営規則	総務委員会	

## 中 長 期 計 画

				T													
	GE BU	中長り	中長期目標			中 長 期 ロ ー ド マ ッ プ											
	原則		目 標 の 概 要		中 期 ロ ー ド マ ッ プ 長 期 ロ ー ド マ ッ プ												
		中長期目標(項目)		R2年度 R2年度 上半期 下半期		R3年度 下半期	R4年度 上半期	R4年度 下半期	R5年度 上半期	R5年度 下半期		R6年度~	,	- ロードマップの内容 - -			
		(1) 日本スポーツ仲裁機構を利用できるような	本協会関連規程において自動応諾条項を定め、ロー	令和2年 12月	令和3年6月		令和 4 年 6 月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和 2 年度第 3 回理事会において自動応諾に関する規程の改訂を	を倫理規程	倫理委員会 総務委員会	
10	選手・指導者等と の紛争	自動応諾条項を定める	ドマップにより運用する	理事会におい? 関連規程の改訂 →運用開始	理事会、総会に おいて関連規程 の改訂		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	実施し運用する		事務局	
10	に関する取り組み 【原則11】	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを当 事者に通知する規程を整備する	本協会倫理規程を改訂し、ロードマップにより運用する	令和2年 12月	令和3年6月		令和4年 6月		令和5年 6月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和 2 年度第 3 回理事会において倫理規程等の改訂を実施し運用	倫理規程	倫理委員会	
				理事会におい? 関連規程の改訂 →運用開始			分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	毎年度不備等あれば規程を改訂し運用する		事務局	
		(1) 有事の際の危機管理マニュアルを策定する	危機管理マニュアルを策定し、危機管理体制を確立	令和2年10月 ~令和3年3月	令和3年6月		令和 4 年 6 月		令和5年 6月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和3年3月までに危機管理マニュアルの策定及び危機管理体制 を確立し、令和3年第1回理事会及び総会の議決を経て運用を開		倫理委員会	
11	危機管理及び 不祥事体制の構築 【原則12】	(1) 137-7/3-7/1006-12 (-27) 2 (-27)	するなどロードマップにより運用する	危機管理マニュアルの策定及 危機管理体制の構築	び 理事会、総会に& いて体制整備 →運用開始	3	分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	始する	7. CAV	総務委員会	
		(2) 不祥事案が発生した場合の調査体制等を構 築する	本協会総務委員会及び倫理委員会において担当しているが、不備等あれば改善する	令和2年10月 ~令和3年3月	令和3年6月		令和 4 年 6 月		令和5年 6月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和3年3月までに不祥事案対応の体制整備等(倫理委員会の委 員構成)を実施し、令和3年第1回理事会及び総会の議決を経て	会則総務委員会運営規則	倫理委員会	
			東門的知識を右する右端老笠を倫理系昌に任命する	総務委員会及び倫理委員会に いて不祥事案発生時の体制整 検討		>	分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	運用を開始する	倫理委員会運営規則 倫理規程	総務委員会	
		(1) 下部組織等との権限関係を明確にする	下部組織等との関係を明確にするための規程等を整	令和2年10月 ~令和3年3月	令和3年6月		令和 4 年 6月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	令和3年3月までに下部組織(地方組織)に関する規程の整備を 放送し、不価等あれば今和3年度第1回理事会及び総会において		総務委員会	
		(1) 日中和山帆寺で ツ州田内区内がでが10年にする	備する	総務委員会において 下部組織等に関する規程を整 する協議	理事会及び総会 備 において規程等 の整備	Dr. Hr.	分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	- 協議し、不備等あれば令和3年度第1回理事会及び総会において 規程等の改訂を実施し、運用を開始する	会則	事務局	
12	下部組織に対する 指導・助言	(2) 下部纪缢广洛州小北道陆号亚邓士柯去于2			令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	下部組織等との関係について現体制に不備がないか毎年度分析を	定款定款運営規則	総務委員会	
12	【原則13】	(2) 下部組織に適切な指導助言及び支援をする	下部組織の運営者等のほとんどが本協会役員や専門 委員会の委員となっているので、情報提供や助言は		分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	実施し、規程等の変更が必要であれば理事会等で改訂する	会則	事務局	
		(3) 下部組織等への運営者に対する情報提供や 研修会の実施等による支援をする	会員会の会員となっているので、情報提供や助言は なじまない		令和3年 6月		令和 4 年 6 月		令和 5 年 6 月		令和 6 年 6 月	令和7年 6月	令和8年 6月	下部組織等との関係について現体制に不備がないか毎年度分析を	定款定款運営規則	総務委員会	
					分析・修正		分析・修正		分析・修正		分析・修正	分析・修正	分析・修正	実施し、規程等の変更が必要であれば理事会等で改訂する	会則	事務局	